

サイクルシティ堺フォトフェスタ 2026 募集要領

1. 概要

堺市内で、募集テーマに沿った自転車が写っている写真をご応募ください。応募作品のうち一次審査を通過した作品は、堺市役所内における展示投票及び堺市電子申請システムによる投票結果を踏まえて、受賞者を決定し、堺市にゆかりのある景品を贈呈します。

また、一次審査を通過した作品は、堺市役所内での展示に加えて、堺市ホームページやデジタルサイネージ等に掲載します。

2. 募集テーマ

以下よりいずれか1つを選択してください。

- (1) 「自転車×観光」
- (2) 「自転車×自然風景」
- (3) 「自転車×私の日常」

3. 対象エリア

堺市内

4. 応募期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月30日（火）まで

5. 応募作品の条件

- (1) 堺市内で撮影し、自転車が一緒に写っている写真に限ります。（カラー・モノクロは問いません。）
- (2) おおむね1年以内に撮影した写真に限ります。
- (3) 応募する写真は、応募者本人が撮影したものにしてください。過去に応募者本人の SNS 等で発表した作品も応募可能です。ただし、以下に該当する場合は、応募が無効となります。
 - ①過去にコンテスト等で入賞した作品
 - ②他コンテストへの二重応募及び本市が類似と判断した作品
- (4) 生成 AI による生成・合成等、過度な加工を施した作品の応募はご遠慮ください。コラージュ等の組合せ写真も応募できません。軽微な明度・彩度・色調整、トリミング等の加工が施された作品は応募可能です。
- (5) 立ち入り禁止区域及び撮影禁止場所で撮影された作品は、無効とします。また、法律や公共ルールに違反する作品（車道での逆走、公道での並走等）も無効とします。

※道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、すべての自転車利用者に対しヘルメットの着用が努力義務化されています。自転車走行中の写真については、ヘルメットを着用していない場合、無効とさせていただきます。
- (6) 第三者の著作権その他の知的財産権や肖像権その他の権利を侵害するもの、公序良俗に反するもの

の、または反する恐れのあるもの、特定の個人・団体が利益を受けるもの、他人を誹謗中傷するものその他本市が不適切と判断するものは無効です。

6. 応募資格

どなたでも応募できます。(プロ・アマチュアを問いません。)

未成年の方は、保護者の同意が必要です。なお、応募があった場合は、保護者の同意を得ているものとして取り扱います。

ただし、受賞権利があるのは、受賞者への景品発送の都合上、日本在住の方に限ります。

7. 応募枚数

お一人様何作品でも応募可能です。ただし、1回の申請につき写真1枚とします。複数枚を応募する場合は、写真ごとに申請を行ってください。また、複数の応募があった場合でも、入賞はお一人様1作品とさせていただきます。

8. 応募方法

- (1) 堺市電子申請システムにアクセスしてください。
- (2) 利用者登録をしてください。(未登録の方のみ)
- (3) 「個人向け手続き」の『サイクルシティ堺フォトフェスタ 2026 作品募集』から応募してください。
- (4) 必要事項 (①氏名 (フリガナ)、②ニックネーム、③年齢 (未成年の場合は保護者の同意有無)、④住所、⑤電話番号、⑥e-mail アドレス、⑦応募テーマ、⑧撮影場所、⑨作品タイトル、⑩作品に関するコメント (200 字以内)) を記入し、⑪画像 (データ名を応募者氏名にしてください。画像は JPEG/PNG 形式のいずれかとし、10MB 未満とします。) を添付のうえ、申請を行ってください。

9. 応募特典

(1) 景品

最優秀賞 (1点)	堺ゆかりの品 (総額2万円相当)
優秀賞 (各テーマ1点ずつ計3点)	堺ゆかりの品 (総額1万円相当)
優良賞 (各テーマ2点ずつ計6点)	堺ゆかりの品 (総額5千円相当)

※景品は都合により、変更となる場合があります。

(2) 堺市役所における受賞作品等の掲出

- ・対象者：応募作品のうち、一次審査を通過した30作品 (各テーマ10作品ずつ)
- ・掲出場所：堺市役所高層館1階南側ロビー
- ・期間：令和8年11月19日(木)から令和8年11月30日(月)まで

(3) デジタルサイネージ等への掲載

掲出時期及び掲出場所については、審査結果の発表(令和8年9月下旬)にあわせ、堺市ホームページ「サイクルシティ堺フォトフェスタ2026」内で公表します。

10. 審査方法及び審査結果の発表

(1) 一次審査

応募作品の中から本市による審査で、応募作品を選定します。

(2) 二次審査

一次審査を通過した30作品について、直接投票及び電子投票にて受賞者を決定します。

①直接投票

展示投票場所	展示投票期間
堺市役所高層館1階北側ロビー	令和8年8月26日(水)から令和8年8月30日(日)まで
堺市役所本館1階エントランスホール	令和8年9月1日(火)から令和8年9月4日(金)まで

②電子投票

堺市電子申請システムを利用し、以下の期間、電子投票を実施します。

投票期間：令和8年8月14日(金)から令和8年9月15日(火)まで

なお、電子申請システムにより投票いただいた方の中から、抽選で20名様に「堺ゆかりの品」または「サイクルシティ堺ゆかりの品」を進呈いたします。当選された方には、商品の送付及び本人確認のため、応募時に記載いただいたメールアドレス宛てに令和8年10月上旬に連絡をいたします。

(3) 結果発表

受賞された方には、商品の送付及び本人確認のため、応募時に記載いただいたメールアドレス宛てに令和8年9月下旬に連絡をいたします。

一次審査を通過した30作品は、令和8年9月下旬に堺市ホームページ内「サイクルシティ堺フォトフェスタ2026」に掲載し、以下の期間、堺市役所高層館1階南側ロビーにおいて展示します。

展示期間：令和8年11月19日(木)から令和8年11月30日(月)まで

11. 注意事項

- (1) 応募者は、この募集要領に記載された諸条件に同意のうえ、応募するものとします。
- (2) 応募作品の条件を満たしていない場合、審査対象から除外し、受賞決定後であっても受賞を取り消す場合があります。
- (3) 人物が入った写真は、応募者本人が被写体から肖像権に関する許可を取ってください。なお、応募作品について第三者から権利侵害による申し入れ等があった場合は、応募者が全ての責任を負うものとし、本市は一切その責任を負いません。
- (4) 写真の掲載に関して、第三者との間で紛争が生じた場合、本市は一切責任を負いませんので、応募者の責任と費用により当該紛争を解決してください。
- (5) 応募にかかる費用は、応募者が負担してください。
- (6) 落選の通知は行いません。
- (7) 応募写真の著作権は撮影者に帰属します。ただし、本市は応募作品を無償で使用する権利を有するものとし、必要に応じて色調整・トリミングを行い、本市の広報物に使用場合があります。また、本市の広報に関連する用途に限り、他団体・企業等へも提供できるものとし、これらの場合に応募者への通知は行いません。

(8) 受賞者の選定または受賞後で、次に該当する事項が認められた場合、応募を無効とし、受賞後に判明した場合は、主催者は入賞者に対して受賞を取り消し、賞品の返還を求めることができるものとします。

- ・ 指定の応募方法を満たしていない
- ・ 応募に関して不正な行為があった場合

(9) 撮影中などの事故について、本市は一切の責任を負いません。

12. その他

(1) 応募に際し提供いただいた個人情報、本市が適切に管理し、本事業に関する業務以外では一切使用しません。

(2) 受賞の権利を他の人へ譲渡することはできません。

(3) 審査結果等に関する問い合わせにはお答えできません。

(4) 本フォトフェスタに参加または受賞したことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他申し立てについても、本市は一切責任を負いません。

(5) 本募集要領に定めのない事項については、本市の判断により取り扱います。